

RCCのサービサー機能を活用した反社債権の管理・回収の概要

平成 26 年 3 月 28 日

1. 目的

預金保険法に基づく特定回収困難債権の買取り対象金融機関となっていない信販会社、保険会社等が保有する反社会的勢力等に対する貸付債権(以下「反社債権」という。)の管理・回収については、一般のサービサーでは対応が困難となっている。

このため、RCCが、公的に求められる代替困難な機能を果たすため、RCCのサービサー機能を活用してこれら反社債権を買い取り、又は管理・回収を受託し、厳正な管理・回収を行うことにより、信販会社、保険会社等と反社会的勢力等との関係を遮断することを目的とする。

2. 買取り等対象債権

「債権管理回収業に関する特別措置法」(以下「サービサー法」という。)第 2 条第 1 項の特定金銭債権のうち、預金保険法第 101 条の 2 第 1 項に規定する特定回収困難債権に準ずる、債権者が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情がある債権とする。

3. 買取り等対象者

上記2の買取り等対象債権を有するノンバンク、保険会社等のうち、ニーズや社会的要請を踏まえてRCCが買取りを行うことが適切と判断した者。

4. 買取り等対象債権の選定手続き

(1) 反社債権の該当性の判断の適正性を確保するため、RCC内に社長の諮問機関として、外部有識者(弁護士、不動産鑑定士及び預金保険機構職員等)により構成される「適格性認定諮問委員会」を設置し、持込み案件の適格性の認定を行い、諮問に答える。

(2) RCCは、適格性認定諮問委員会において適格性ありと認められた債権のうち相当と認めるものを選定し、買い取り、又は管理・回収を受託する。

5. 買取り等をした債権の管理・回収方針

サービサーとして買取り等をした債権については、その債権の性格に鑑み、公正性・透明性に配慮しながら、債務者等の資産状況等に関する情報収集に努め、法的手段を含め、手段を駆使して、厳正な回収を行う。